

# 平成16年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成15年11月27日

会社名 株式会社 但馬銀行

上場取引所

非上場

コード番号

本社所在都道府県

兵庫県

(URL <http://www.tajimabank.co.jp>)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 倉橋 基

問合せ先責任者 役職名 経理証券部長 氏名 佐伯 宏之 TEL (0796)24-2111

中間決算取締役会開催日 平成15年11月27日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成15年12月10日

特定取引勘定設置の有無 無

## 1. 15年9月中間期の業績(平成15年4月1日～平成15年9月30日)

(1) 経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
平成15年9月中間期	7,259	(2.6)	705	(54.2)
平成14年9月中間期	7,455	(6.6)	457	(12.8)
平成15年3月期	14,653	(6.5)	920	(2.9)

	中間(当期)純利益		1株当たり 中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
平成15年9月中間期	391	(54.5)	4	90
平成14年9月中間期	253	(12.1)	3	17
平成15年3月期	476	(23.4)	5	96

1. 期中平均株式数 平成15年9月中間期 79,828,583株  
 平成14年9月中間期 79,863,289株  
 平成15年3月期 79,856,687株

2. 会計処理の方法の変更 無

3. 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円	銭		
平成15年9月中間期	2	50		
平成14年9月中間期	2	50		
平成15年3月期	5円00銭			

(注)平成15年9月中間期配当金の内訳  
 普通配当金 2円50銭

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
平成15年9月中間期	759,242	30,408	4.0	380 92	10.09
平成14年9月中間期	744,079	30,775	4.1	385 38	10.00
平成15年3月期	752,485	30,828	4.0	386 15	9.93

(注) 1. 期末発行済株式数 平成15年9月中間期 79,827,837株  
 平成14年9月中間期 79,857,095株  
 平成15年3月期 79,833,997株

2. 期末自己株式数 平成15年9月中間期 47,163株  
 平成14年9月中間期 17,905株  
 平成15年3月期 41,003株

## 2. 16年3月期の業績予想(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期末	
通期	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
	14,600	2,100	1,000	2 50	5 00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 12円51銭

上記の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他の関連する事項につきましては、添付資料の5ページを参照してください。

## 中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成 15年 中間期末 (A)	平成 14年 中間期末 (B)	比 較 (A - B)	平成 14年度末 (要約)(C)	比 較 (A - C)
( 資 産 の 部 )					
現 金 預 け 金	21,024	57,871	36,847	51,526	30,502
コ ー ル 口 ー ン	43,011	-	43,011	40,000	3,011
買 入 手 形	-	19,400	19,400	-	-
買 入 金 銭 債 権	94	96	2	91	3
商 品 有 価 証 券	1,278	1,566	288	1,543	265
有 価 証 券	127,070	125,778	1,292	114,415	12,655
貸 出 金	543,941	515,969	27,972	522,346	21,595
外 国 為 替	1,290	555	735	888	402
そ の 他 資 産	2,017	2,426	409	2,000	17
動 産 不 動 産	13,612	14,100	488	13,848	236
繰 延 税 金 資 産	2,549	2,158	391	2,214	335
支 払 承 諾 見 返	5,006	5,945	939	5,108	102
貸 倒 引 当 金	1,655	1,788	133	1,498	157
資 産 の 部 合 計	759,242	744,079	15,163	752,485	6,757
( 負 債 の 部 )					
預 金	717,521	699,299	18,222	709,144	8,377
外 国 為 替	15	26	11	16	1
そ の 他 負 債	2,054	2,630	576	2,577	523
退 職 給 付 引 当 金	3,097	4,232	1,135	3,672	575
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,137	1,169	32	1,136	1
支 払 承 諾	5,006	5,945	939	5,108	102
負 債 の 部 合 計	728,833	713,304	15,529	721,656	7,177
( 資 本 の 部 )					
資 本 金	5,481	5,481	-	5,481	-
資 本 剰 余 金	1,487	1,487	-	1,487	-
資 本 準 備 金	1,487	1,487	-	1,487	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	-	0	-	0
利 益 剰 余 金	21,198	20,984	214	21,007	191
利 益 準 備 金	3,364	3,285	79	3,324	40
任 意 積 立 金	17,026	17,181	155	17,181	155
中 間 ( 当 期 ) 未 処 分 利 益	807	517	290	500	307
土 地 再 評 価 差 額 金	1,662	1,628	34	1,661	1
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	589	1,196	607	1,200	611
自 己 株 式	11	4	7	9	2
資 本 の 部 合 計	30,408	30,775	367	30,828	420
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	759,242	744,079	15,163	752,485	6,757

## 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成 15 年中間期 (A)	平成 14 年中間期 (B)	比 較 (A - B)	平成 14 年度 (要約)
経 常 収 益	7,259	7,455	196	14,653
資 金 運 用 収 益	5,944	6,261	317	12,351
(うち貸出金利息)	5,497	5,684	187	11,284
(うち有価証券利息配当金)	423	554	131	1,022
役 務 取 引 等 収 益	984	834	150	1,708
そ の 他 業 務 収 益	186	143	43	314
そ の 他 経 常 収 益	144	215	71	279
経 常 費 用	6,554	6,998	444	13,733
資 金 調 達 費 用	190	269	79	501
(うち預金利息)	181	230	49	428
役 務 取 引 等 費 用	523	411	112	924
そ の 他 業 務 費 用	11	85	74	164
営 業 経 費	5,005	5,517	512	10,478
そ の 他 経 常 費 用	822	713	109	1,664
経 常 利 益	705	457	248	920
特 別 利 益	42	35	7	141
特 別 損 失	49	40	9	61
税引前中間(当期)純利益	697	451	246	1,001
法人税、住民税及び事業税	222	288	66	491
法 人 税 等 戻 入 額	-	458	458	317
法 人 税 等 調 整 額	83	369	286	351
中 間 ( 当 期 ) 純 利 益	391	253	138	476
前 期 繰 越 利 益	241	255	14	255
役員退職慰労金積立金取崩額	175	-	175	-
土地再評価差額金取崩額	1	8	9	8
中 間 配 当 額	—	—	—	199
中間配当に伴う利益準備金積立額	—	—	—	39
中 間 ( 当 期 ) 未 処 分 利 益	807	517	290	500

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人株式等及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 動産不動産  
動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建 物	5年～50年
動 産	2年～20年
  - (2) ソフトウェア  
自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,148百万円であります。
  - (2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8.ヘッジ会計の方法」に記載しております。  
この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他負債」は56百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響は軽微であります。
7. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

## 8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

## 1. 子会社の株式総額 50百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。

## 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,686百万円、延滞債権額は5,568百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は728百万円あります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,647百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,632百万円あります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,087百万円あります。

## 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 644百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,208百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券31,820百万円及び貸出金6,200百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は1,032百万円あります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

## 8. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、181,034百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが181,034百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 動産不動産の減価償却累計額 11,429百万円
10. 動産不動産の圧縮記帳額 298百万円
11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出
12. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 0百万円

## (中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 241百万円

その他 40百万円

2. その他経常費用には、貸出金償却260百万円、貸倒引当金繰入額289百万円及び役員退職慰労金175百万円を含んでおります。